

自衛隊法施行令の一部を改正する政令案要綱

一 一等陸佐以下三等陸佐以上、一等海佐以下三等海佐以上又は一等空佐以下三等空佐以上の自衛官の定年を改めること。（別表第九関係）

二 この政令は、令和二年十二月三十一日から施行すること。（附則関係）